## 第35回大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議 協議・報告事項等

令和4年2月1日(火)

#### (1) 第39回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議について

令和4年1月30日(日)に開催された第39回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本 部会議、第36回宮城県危機管理対策本部会議の内容を事務局より報告し共有したもの。

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について
- 2 レベル判断の指標の状況について
- 3 医療提供体制等について
- 4 感染拡大防止と社会・経済活動維持のための「緊急特別要請」について

### (2)「緊急特別要請」に伴う町の対応について

オミクロン株による「第6波」対策として宮城県から2月1日から2月28日までを期間とする「緊急特 別要請」が発出されたことに伴い、2月1日以降の町施設の利用等について決定したもの。

① 施設利用について	
施設名	開放状況等
吉岡コミュニティセンター	利用可
町民研修センター	
吉田コミュニティセンター	
宮床基幹集落センター	
鶴巣防災センター	
ふれあいの杜(蓆口ミュニティセンター)	
吉田ふるさとセンター	
落合ふるさとセンター	
吉岡児童館/もみじケ丘児童館/杜	利用可
の丘児童館/宮床児童館/吉田児童	※吉岡児童館、もみじケ丘児童館、杜の丘児童館は、自
館/鶴巣児童館/落合児童館	由来館利用自粛
よしおか放課後児童クラブ	※宮床児童館、吉田児童館、鶴巣児童館、落合児童館
	は、自由来館(ランドセル登館も含む)利用自粛
児童支援センター	利用可 ※ただし、予約制。人数制限あり。
ひだまりの丘(保健福祉総合センター)	利用可 ※ただし,入浴施設,休憩室は当面の間利用不
	可。
花野果ひろば七ツ森	- 利用可 - 利用可 - ※七ツ森ふれあいの里(バンガロー)の利用人数を制限す - る場合があります。
四十八滝運動公園	
立輪水辺公園	
蛇石せせらぎ公園	
あさひな湖畔公園	
旗坂野営場	
蝋梅の咲く頃	
七ツ森陶芸体験館	

古川ガノ姿料館	
南川ダム資料館	_
吉岡宿本陣案内所	_
七ツ森ふれあいの里(バンガロー)	40.510
小·中学校校庭·屋内運動場	一般利用不可
総合運動公園	利用可
総合体育館アリーナ	- 1970년 -   ※小・中・高校生の利用不可
総合体育館柔道場	本小・中・同代王♥クヤリ用(1º5)
総合体育館トレーニング室	利用可 ※当面は予約制、人数、時間制限等あり。 ※ <mark>高校生の利用不可</mark>
テニスコート	
陸上競技場	
多目的広場	
ダイナヒルズ運動公園	
野球場	利用可
テニスコート	※小・中・高校生の利用不可 ※自転車競技場は高校生の利用不可
多目的広場	
体育センター	
武道館	
自転車競技場	
レクリエーション広場	
教育ふれあいセンター	
校舎	利用司
グラウンド	利用可 ※小・中・高校生の利用不可
屋内運動場	
宮床歴史の村	
	利用可
まほろばホール	※人数制限等あり(大声での歓声、声援を発する、歌唱
(ふれあい文化創造センター)	するおそれのあるもの等)
,	※公民館図書室は利用時間、人数制限あり
町内各公園	通常利用(公園内にある利用上の注意看板を参照のうえ
	利用)

# ② 小・中学校、スポーツ少年団等

- ・時差登校、分散登校については、今後の感染状況に応じて判断する。
- ・部活動は緊急特別要請期間中活動自粛とする。
- ・スポーツ少年団等は緊急特別要請期間中活動自粛を要請する。